10　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１及び注５の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第８条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があったときは、注１及び注５の規定による届出があったものとみなす。

11　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(5)　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6)　特定診療費

注　利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7)　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　18単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ　12単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈣　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

(8)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈡により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈣　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　㈡により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　507単位

ii　要支援２　637単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　534単位

ii　要支援２　664単位

c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１　525単位

ii　要支援２　655単位

d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１　564単位

ii　要支援２　715単位

e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援１　596単位

ii　要支援２　747単位

f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援１　585単位

ii　要支援２　736単位

㈡　診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　451単位

ii　要支援２　563単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　514単位

ii　要支援２　649単位

(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援１　589単位

b　要支援２　742単位

㈡　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援１　616単位

b　要支援２　769単位

㈢　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　要支援１　607単位

b　要支援２　760単位

㈣　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　要支援１　589単位

b　要支援２　742単位

㈤　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)

a　要支援１　616単位

b　要支援２　769単位

㈥　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)

a　要支援１　607単位

b　要支援２　760単位